

暮らしをサポートいろいろ

福祉サービス

市民一人ひとりが、喜びや生きがいを持って暮らしていけるよう、市ではさまざまな福祉サービスを行っています。気軽に相談してください。



身体・知的障害者(児)、精神障害者のために

【在宅で受けるサービス】

● 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活の手伝いをします（利用負担あり）。

● 訪問入浴サービス

重度身体障害者の家庭に入浴車が訪問します（利用負担あり）。

● 移動支援事業

用事や余暇活動などで外出の際に、移動の手伝いをします（利用負担あり）。

【施設で受けるサービス】

● 児童デイサービス

日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などをを行います（利用負担あり）。

● 短期入所

家族が介護疲れなどで一時的に介護できなくなったとき、短期間施設で世話をします（利用

交付します）。

● 補装具の支給

補装具（車イス、義足など）を購入または修理する場合に、費用の一部を助成します。購入・修理前の申請が必要となります（利用負担・所得制限あり）。

【生活保障】

● 特別障害者手当

常に特別の介護を要する在宅の重度障害者に、月額26、440円を支給します（所得制限あり）。

● 特別児童扶養手当

在宅の障害児を養育している人に、月額50、750円（1級）または33、800円（2級）を支給します（所得制限あり）。

● 障害児福祉手当

常に介護を要する在宅の重度障害児に、月額14、380円を支給します（所得制限あり）。

● 在宅重度知的障害者およびねたきり身体障害者福祉手当

対象者に月額8、650円を支給します（所得制限あり）。特別障害者手当や経過福祉手当を受給している場合は除く）。

● 心身障害児養育手当

知的障害児、身体障害児の養育者に月額10、000円を支給します。

● 心身障害者扶養年金制度

心身障害者を扶養している人

で、千葉県心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛け金を納付していた人に万一のことがあった場合、残された心身障害者に、終身一定の年金を給付します。

【給付】

● 日常生活用具などの給付

在宅障害者（児）に日常生活用具（ストマ器具、歩行補助つえなど）を給付します。事前の申請が必要です（利用負担あり）。

● 家族介護用品給付

在宅の重度障害者（児）を介護する人の負担を軽減するため、紙おむつを支給します。

児童・母子（父子）のために

【助成制度】

● 紙おむつ購入券

2歳未満の乳幼児一人当たり月額3、000円分の紙おむつ購入券を、養育している人に支給します。

● 子ども手当

中学校修了までの児童一人当たり月額13、000円を、養育している人に支給します。

● 児童扶養手当

父母の離婚などの理由によりその児童を養育している人に、月額41、720円から9、850円を支給します（所得制限

あり）。

※第2子以降加算あり

● ひとり親家庭等医療費助成
医療費の自己負担額の一部と薬の負担額の一部を助成します（所得制限あり）。

【家庭児童相談室】

家庭における児童育成について、家庭相談員がさまざまな相談を受けています（子育て支援課内）。

ドメスティックバイオレンス(DV)被害者の支援

【DV（家庭内暴力）相談】

配偶者やパートナーなどからの暴力に悩んでいる人の、相談、支援を行います。

【DV被害者緊急避難支援】

配偶者などから暴力を受けた人で、所持金などもなく、県の女性サポートセンターに入所できない場合に、緊急避難するための費用を支給します。支給額は、一人1日当たり3、000円で、3日を限度とします。

〈問い合わせ先〉

社会福祉課障害福祉班

☎ 6215351

子育て支援課子育て支援班

☎ 6218012

家庭児童相談室

☎ 6215362